

せい と ところ え 生 徒 心 得

よこてしえんがっこうちゅうがくぶ こうとうぶ
横手支援学校 中学部・高等部
せいとしどうたんとう
生徒指導担当

よこてしえんがっこうちゅうがくぶ こうとうぶせいと じかく ほこ こうどう
横手支援学校 中学部・高等部生徒である自覚と誇りをもって行動しましょう。

たが きも がっこうせいかつ おく がっこう さだ きそく まも
お互いに気持ちよく学校生活を送るために、学校が定める規則は守りましょう。

1 とうげこう つうがく 登下校・通学

じかん まも こうどう
時間を守り、マナーをわきまえた行動をとる。

- (1) とうこうかんりようじこく じ ぶん
登校完了時刻は8時45分です。
- (2) じりき とうげこう せいと とうこう げこう ほうほう けいろ か つうがくとどけ ていしゅつ
自力で登下校する生徒は登校、下校の方法と経路を書いた通学届を提出しま
しょう。通学方法が変更になったときも再度提出しましょう。
- (3) とうちゅう よ みち せいで はや きたく
途中で寄り道をしないで早めに帰宅しましょう。
- (4) し ひと ちか し ひと くるま の
知らない人には近づかず、知らない人の車には乗らないようにしましょう。
- (5) こうきょうこうつうきかん じてんしゃつうがく りよう とうげこう こうきょうこうつうきかん
公共交通機関・自転車通学を利用して登下校するときは「公共交通機関によ
る通学に関する規定」「自転車通学に関する規定」に従うとともに交通道徳を
まも あんぜん ちゅうい つうがく
守り、安全に注意して通学しましょう。
- (6) ちこく そうたい けっせき さい わ ばあい ぜんじつ
遅刻、早退、欠席をする際は、あらかじめ分かっている場合は前日までに、
きゅうびょう きゅうよう ばあい とうじつあさ じ ぶん ほごしゃ とお がっこう れんらく
急病や急用の場合は当日朝8時20分までに保護者を通して学校に連絡しま
しょう。 ※スクールバス利用者はスクールバスにも連絡しましょう。
- (7) ほこうちゅう じてんしゃそうこうちゅう けいたいでんわなど そうさ など おんがく き
歩行中、自転車走行中に携帯電話等の操作とヘッドホン等で音楽を聴くことを
きんし
禁止します。

2 がくしゅう 学習

がくしゅう しゅうちゅう
学習に集中する。

(1) 授業中は学習に励み、不謹慎な態度を慎み友達に迷惑をかけないようにしましょう。

(2) 学習用品、提出物は忘れないように注意しましょう。

3 服装・身なり

TPPOに^{おう}応じた^{せいかつ}生活を^{こころが}心掛ける。

(1) 登下校の際は標準服を着用し、身だしなみに気を付けましょう。

※校外では名札を裏返しましょう。

(2) 頭髪の染色や、パーマは禁止です。

(3) 化粧は禁止です。

(4) 装飾品（ネックレス、ブレスレット、ピアス、指輪等）は身に付けないようにしましょう。

(5) ヘアゴム、ヘアピン等を使用する場合は華美でないもの（黒、茶色、紺）を着用しましょう。

(6) ハンカチ、ティッシュは必ず携行しましょう。

(7) 体育の授業では運動着を着ましょう。作業の時間には作業着を着ましょう。

4 所持品

自己管理を徹底する。

(1) 学習に必要なもの以外は学校内に持ち込まないようにしましょう。（余計な

金銭、ナイフなどの危険物、ゲーム類、カード類、携帯オーディオ機器類、
漫画本等）

(2) 所持品にはすべて記名し、紛失や拾得の場合は担任に届けましょう。

(3) 所持品は自己管理し、友達同士で物品の貸し借りをしないようにしましょう。

5 校内生活

みずか あんしん あんぜん かんきょう つと
自らが安心・安全な環境づくりに努める。

- (1) 登校後、下校時までは勝手に校外に出ないようにしましょう。
- (2) 公共物を大切にし、壊した場合はすぐに担任に話しましょう。
- (3) 学校の備品を使用する際は担任の許可を得るようにしましょう。
- (4) 校内にゴミが落ちているのを見つけたら積極的に拾い、美化に努めましょう。
- (5) 給食、行事等以外での校内での飲食は担任の許可を得ましょう。

6 校外生活（外出等）

きたくご せいと こころえ せいかつ
帰宅後も生徒であることを心得て生活する。

- (1) 外出は学校生活に支障を来さないように、夜9時までには必ず帰宅しましょう。
- (2) 外出する際は時間、場所、目的、一緒に出かける相手、移動の方法等を具体的に伝え、あらかじめ保護者に許可を得るようにしましょう。
- (3) 帰宅時間が遅れそうなときは保護者に連絡をしましょう。夜間の外出は原則として禁止します。
- (4) 友人宅への外泊は原則として禁止します。
- (5) 飲酒、喫煙、万引き等、法令に違反する行為、他人に迷惑を掛ける行為は禁止します。

7 交友

たが みと あ あいて そんちよう こころ
お互いに認め合い、相手を尊重する心をもつ。

- (1) どんな理由があっても暴力に訴えてはいけません。
- (2) 男女間の交際は、中学生・高校生らしくお互いの気持ちを大切にしましょう。
- (3) いじめは絶対にしてはいけません。いじめがあったときは、生徒への指導と

ほごしゃ かんけいしゃ よだ
保護者、関係者の呼び出しをします。

8 礼儀

じしゆてき あいさつ ころが
自主的な挨拶を心掛ける。

- (1) ともだち せんせい らいこうしゃ じぶん ばめん あ あいさつ あいて こうかん いた
友達や先生、来校者には自分から場面に合った挨拶をし、相手が好感を抱く
ことばづか たいど せつ
言葉遣いや態度で接しましょう。
- (2) しょくいんしつ ほか きょうしつ にゅうしつ さい しつれい しつれい など
職員室や他の教室などに入室する際は「失礼します」「失礼しました」等の
あいさつ わす
挨拶を忘れないようにしましょう。

9 携帯電話・スマートフォン（高等部）

こうない けいだいでんわ しよう
校内では携帯電話を使用しない。

- (1) どうげこうじ (スクールバス乗車時) やこうない しよう きんし むだん しよう
登下校時（スクールバス乗車時）や校内での使用は禁止します。無断で使用し
たさい がっこう いちじほかん げんそく ほごしゃどうはん へんきやく
た際は、学校で一時保管をします。（原則として保護者同伴のもとで返却しま
す。）とうこうご でんげん き しょくいんしつ あす げこうじ う と
登校後は電源を切って職員室に預け、下校時に受け取りましょう。
- (2) かてい しよう やかんおそ しよう きんし
家庭での使用については、夜間遅くまでの使用を禁止します。
- (3) ふてきせつ しよう など ちゆうしよう であ けい など きけん
不適切な使用（LINE等によるひぼう中傷、出会い系サイト等の危険なサ
イトへのアクセス、こじんじょうほう けいさいなど きんし
イトへのアクセス、個人情報 の掲載等）は禁止します。そのようないし
ばあい ほごしゃ しょじ けんどう
場合は、保護者と所持について検討します。
- (4) けいだいでんわ ほごしゃ めいぎ かてい りようほうほうなど やくそくごと
携帯電話・スマートフォンは保護者の名義とし、家庭で利用方法等の約束事
き
決めましょう。
- (5) フィルタリングをかけていないけいだいでんわ しよう きよか
せん。
せん。
- (6) こうきょうこうつうきかん でんしゃ ろせん りよう つうがくしゃ ていおよ しゃないなら
公共交通機関（電車・路線バス）を利用する通学者が、バス停及びバス車内並
びにえきおよ でんしゃない しよう さい
びに駅及び電車内で使用する際は、ルールとマナーをまも ほか りようしゃ めいわく
ならないようにしましょう。（使用目的としては、がっこう ほごしゃ れんらく
や静かに乗車するためであり、みんなで楽しむために使用しないようにしまし

よう。)

- (7) 違反を繰り返す等改善が見られない場合は、保護者の同意を得て携帯電話を解約又は契約内容を変更する手続きをとります。

10 部活

自主的・積極的な活動を通して心身の成長を図る。

- (1) 「横手支援学校部活動入部規定」によります。
- (2) 部活動時は自主登下校、又は保護者送迎とします。下校方法については担任と部活動担当者に朝のうちに伝えましょう。自主下校や保護者の迎えができない場合は当日の部活動の参加を許可しません。
- (3) 下校時は交通道徳を守りましょう。また、帰着電話を徹底しましょう。

11 アルバイト

自分で判断せずに保護者・学校に相談する。

- (1) アルバイトは原則的に許可しません。
- (2) アルバイトをしなければならないやむを得ない事情がある場合、理由と内容等を学校で検討した上で、学習に支障を来さない前提で、長期休業中に限り許可します。

12 その他

- (1) その他判断が必要な場合はその都度検討します。
- (2) 以上の項目について重大な違反があった場合や、学校の秩序を乱し生徒としての本文に反する行為があった場合は、生徒指導主事及び管理職による個別指導の対象とします。

服 装 規 定

よこてしえんがっこうちゅうがくぶ こうとうぶ
横手支援学校 中学部・高等部

せいとしどうたんとう
生徒指導担当

こころえ 心得

- 本校指定の標準服やそれに準ずる通学服を正しく着用しましょう。
- 学生らしく清潔さを保ちましょう。
- 就職試験や面接試験に適應する身なりを原則とし、いたずらに流行を追いかけないようしましょう。

1 通学服

- (1) 男子はブレザー、白ワイシャツ又は白ポロシャツ、スラックス、ネクタイとします。
- (2) 女子はブレザー、白ブラウス又は白ポロシャツ、スカート（キュロット）又はスラックス、リボンとします。
- (3) 通学服の着用にあたっては、着崩しや改造は禁止します。
- (4) ワイシャツ、ブラウスの下に着用する下着は白とします。柄は胸元のワンポイントまでとします。

2 夏季服装

- (1) 期間は6月1日から9月30日までとします。6月1日、9月30日それぞれ
の前後1週間を移行期間とします。
- (2) 男子、女子ともブレザーを着用しない状態を夏季服装とします。

3 ネクタイ・リボン・ベルト

- (1) 本校指定のものを基本とし、色、柄ともに黒、茶、紺等の華美でないものを着用しましょう。

4 外履き、内履き

- (1) 靴のかかとを踏みつける履き方はしないようにしましょう。
- (2) 外履きは、革製のものは黒か茶色系の華美でないものを着用しましょう。運動靴の場合は白か黒系の華美でないものを履くことが望ましいです。
- (3) 学校指定の内履きはありませんが、運動しやすい靴で、華美でないものを着用しましょう。内履きの靴底の色は白が望ましいです。

5 靴下

- (1) 色は白、黒、紺系でワンポイントまでとします。丈は、くるぶしが隠れるものとします。
- (2) 女子のストッキング着用は、黒又は肌色系で無地のものとします。

6 防寒具

- (1) コートは、黒、紺、茶、グレー、ベージュ、白系の単色で、華美でないものとします。
- (2) ブレザーの中にVネックセーターやベスト、カーディガン（黒、紺、グレー、白色系の華美でないもの）を着用してもよいです。それ以外の着用は認めません。但し、ブレザーから出ないものとします。